

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 フードマーケットマム高松店
- (2) 届出日 令和7年10月10日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
 - ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・来客が駐車場を利用することができる時間帯

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため、大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。